

第4回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

濱田 尚君

1. 観光振興について

本市では、これまで「イベントのまち」といわれるほど多くの催しが一年を通して開催されてきたが、新型コロナの影響等で、近年では中止や縮小を余儀なくされている。そういった中で、地域活性化に熱意をもって取り組む市民や団体の皆さんに対して、より活動しやすい支援が求められている。これからのイベント開催のあり方や補助金の交付について、検討すべきではないか。

- (1) 交流人口の拡大や観光振興などをどのように評価しているか。
- (2) 補助金の交付のあり方を検討すべきではないか。
- (3) 職員のアイデアや熱意を活かし、関わりをもっと密にしながら協働の体制を構築すべきではないか。
- (4) 若者のチャレンジを応援する補助金を創設してはどうか。

2. あいさつ運動について

コロナ禍では、「あいさつ」も十分にできる状況ではなく、地域行事や住民同士のコミュニケーションを深める場も自粛を余儀なくされた。これからの社会生活を以前のように取り戻すには、地域コミュニティの再生が重要であり、その原点となるのが「あいさつ運動」である。

- (1) これまでの「あいさつ運動」をどう評価されているか伺う。
- (2) 「あいさつ運動」を市全体の取組としていくべきではないか。

3. 大里川の改修について

大里川は、令和元年7月豪雨災害を受けて、国や県等により大きく改修が進みつつあり、とりわけ川南ほ場整備が行われた地区の河川が拡幅され、薩摩渡瀬橋周辺の工事も進んでいる。市来インター周辺では、豪雨時には真っ先に冠水が発生し、非常に危険な状況となるため、河川改修を急ぐ必要がある。

- (1) これまでの豪雨時における市来インター周辺の冠水状況はどうか。
- (2) 本市の大里川上流部の改修計画の見通しと国道3号の下井手橋の改修計画はどうか。

東 育代君

1. 中学校の部活動について

本市では、令和8年度から始まる市内中学校の部活動地域移行に向けて、令和6年5月からモデル校として市来中学校での導入が始まっている。

- (1) 保護者・生徒・学校の部活動顧問・地域指導者との共通認識のもとに事業が成り立つと思うが、市来中学校ではアンケート調査等を実施されたのか。また、モデル事業の実施前と後で、生徒の意識の変化はどのようなか。
- (2) 休日の部活動の地域移行を目的とした取組であるが、学校外で開催される大会やコンクール時における地域指導者の役割・責任について伺う。
- (3) 令和8年度から、市内中学校で本格実施する予定とのことだが、地域指導者の育成や登録については、どのような状況か。
- (4) 学校や市教育委員会の支援体制について伺う。

2. 飼い主のいない猫との関わりについて

本市においては、本年4月に動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、地域猫推進事業費が計上された。条例では、「市民等は飼い主のいない猫への給餌は控えるよう努めること。ただし、飼い主のいない猫の不妊去勢手術、エサ場の管理、ふん尿の始末等、一定のルールに従って飼養管理する活動を妨げるものではない」とある。

- (1) 規定を遵守していない者への対応として指導を行うことができるかとあるが、現状はどうか伺う。
- (2) 地域猫活動団体への補助制度があり、事業費も計上しているが、現状はどうか伺う。

江口祥子君

1. ヒアリングフレイル対策について

- (1) 加齢性難聴で悩んでいる高齢者への本市の取組について伺う。
- (2) ヒアリングフレイル対策として、「軟骨伝導イヤホン」の購入を支援してはどうか。
- (3) 市役所の窓口に「軟骨伝導イヤホン」を試行的に設置してはどうか。

2. 障がい者や高齢者の投票支援について

- (1) 投票が困難な方や投票に行けなくなった方からの要望等について伺う。
- (2) 代理投票を支援してくれる職員に、投票したい候補者や政党名を正確に伝えるために、現行の制度でどのような方法が認められているのか。
- (3) 市の運用の範囲内で改善できる部分は最大限配慮する必要があると考えるが、見解を伺う。

高木章次君

1. コロナワクチンについて

- (1) 本市での新型コロナワクチン（mRNAワクチン）の定期接種の接種者数など、状況を伺う。
- (2) 新型コロナワクチン接種による副反応に関する市民への説明、広報について伺う。

2. 川内原発について

- (1) 屋内退避について、原子力規制委員会が中間取りまとめを行い、来年1月には報告書案が出されることになっているが、屋内退避の実効性について伺う。
- (2) 安定ヨウ素剤の事前配布と事故時の配布方法について伺う。
- (3) 倒壊した家屋からの救出の実効性について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神 藺 敦 子 君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福 谷 和 也 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	社会教育課長	榎並哲郎君
副市	長	出水喜三彦君	まちづくり防災課長	宮持大作君
教育	長	相良一洋君	都市建設課長	吉見和幸君
総務課	長	岡田錦也君	学校教育課長	西村喜一君
企画政策課	長	山崎達治君	市民生活課長	西久保敏彦君
財政課	長	長畑正博君	長寿介護課長	松崎知人君
教育総務課	長	吉永康彦君	選挙管理委員会事務局長	橋口昭彦君
消防	長	下池裕美君	健康増進課長	久保さおり君
シティセールス課	長	崎 崇 君		

令和6年12月9日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次質問を許します。

まず、濱田尚議員の発言を許します。

[10番濱田 尚君登壇]

○10番（濱田 尚君） 皆さん、おはようございます。2問目にあいさつ運動がございます。挨拶がいつでもできているかどうか疑問に思うところでありませうけれども、これからも模範となるよう心がけてまいりたいと思っております。

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、観光振興についてであります。

本市ではこれまでイベントのまちと言われるほど多くの催しが1年を通じて開催されてきました。まぐろフェスティバル、地かえて祭り、かんむりだけ山市物産展など、多くの来場者でにぎわってまいりました。それが新型コロナの影響等で、中止や縮小を余儀なくされました。

また、時代の流れとともに、訪れる人のニーズや嗜好も変化してきているのも事実であります。

そのニーズや変化に対応すべく、新しい発想や企画で開催方法を模索していかなければなりません。

そこで、重要になるのは、企画立案し、実行していく、それを担っていく地域における人材ではないでしょうか。

その人材を発掘、育成、活用し、それを継承発展させていくことが、今、地域として求められていると思います。

人口減少下で、地域経済は縮小、若い世代の絶対的な人口が少ないことは、まちの活力に影を落としていると言わざるを得ません。

そういった中でも、まちを元気にしたいと地域活

性化に熱意を持って取り組む市民や団体の皆さんもいらっしゃいます。その皆さんに対して、これまで以上に活動しやすく、寄り添った支援が求められていると思います。

これからのイベント開催の在り方や補助金の交付について検討すべきということで、1番目に交流人口の拡大や観光振興などをどのように評価しているのかをお尋ねし、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。濱田尚議員の御質問にお答えをいたします。

交流人口の拡大や観光振興についてということでもあります。

交流人口、観光につきましては、コロナ禍により大きな影響を受け、経済面では大きな打撃を受けたところでもあります。

コロナ以前に実施されておりましたかんむりだけ山市物産展やまぐろフェスティバルにつきましては、イベント実施主体のマンパワー不足、こういった側面もあり、現在は実施されていないところでもあります。

コロナ後は、本市の目玉イベントとなります串木野浜競馬やサマーフェスタ in いちき串木野、さらには串木野さのさ祭りなど、こういったものは再開し、市内外から多くのお客様にお越しいただいているところでございます。

本市といたしましては、コロナ禍を受け、人の動きが、いわゆる団体から個人へと移行した、こうした流れに合わせて、密をつくらずに誘客を図る事業として、くるくるMOMIJIバス運行事業や、冠嶽八十八ヶ所巡りウォークラン、冠岳トレイル in いちき串木野、こういったものを実施してきております。

これらのイベントは本市の魅力的な素材を生かしつつ、地域のおもてなしも大変好評であり、新たないちき串木野ファンの獲得につながっている、このように評価いたしております。

加えて、令和5年度には、これまでにない新たなイベントの創出や既存イベントの磨き上げ、こういったことを目的として、総合イベント助成事業を新

設したところでございます。

○10番（濱田 尚君） 今市長から答弁をいただきました。

これまで、いろんなイベントがあったわけでありまして、形態も変わりながら、新しい形でされているということでもあります。

やはり、その時代の流れとともに、アップデートしていかないかん部分も出てきております。そういう中で、積極的に進めていかなければならないと思っておりますので、取り組んでいただきたいと思います。

その中で補助金の交付の在り方についてでありますけれども、昨年、イベント補助金を使いまして、いろいろやったわけでありまして、やはり、一部問題を抱えながら終わってしまったところもあります。

補助金の交付の在り方というのは、今後どう検討していくのか、お伺いをしたいと思います。

○シティセールス課長（長崎 崇君） おはようございます。補助金の在り方についてであります。

令和5年度に新設された総合イベント助成事業は、本市の交流人口拡大及び地域経済の活性化施策として、本市の地域資源を活用し、本市の魅力を発信できるイベントを広く募集するものであります。

これまでにない新しいイベントの創出や新たなアイデアを盛り込んだ既存のイベントの磨き上げも事業目的の一つでございます。

また、本事業の活用を希望する団体やイベントは多岐にわたることが想定されますことから、補助金の対象として妥当性等をあらかじめ整理、調整し、事務手続を円滑に進めるために、応募書類の事前提出、応募書類提出前の手続として事前相談の場というのを設けているところでございます。

応募書類の提出後は、市長並びに関係課長で構成された審査会におきまして、応募団体のプレゼンテーションを受けながら、各審査基準に基づいて、審査を行い、補助交付の対象事業を公平に選定しているところでございます。

また、採択したイベントにつきましては、イベント実施に向けて、情報発信であったりとか、物品の

貸与、それから、施設利用等の調整など様々な支援を行っているところでございます。

さらに6年度からはイベント開催に向けた進捗管理も行っているところでございます。

実績としましては、令和5年度が14件の補助を行いまして、約2,200万円を補助したところでございます。

集客としては、約4万人を集客しております。また、令和6年度につきましては、12件の見込みとなっているところでございます。

○10番（濱田 尚君） やはり、この新しい事業の妥当性、その辺もしっかりと聴取しながら判断していく。やはり、聴取するには、あまりその前段階で、相当密にそのイベントの当事者とより寄り添いながら、しっかりとその内容を把握するということが大事でありますので、今後はもうそういうことをしっかりと続けていっていただきたいと思います。

そして、今までの既存事業に対しては、大体その事業の趣旨、取組というのはもう大体分かっているようでありますので、やはり、形骸的に同じような聞き方ではなくて、どうそのイベントに対して、先ほど磨き上げと言いましたけれども、どうやっぱり、そのブラッシュアップして新しい形で、できるのかというのを、やはり、その連携が大事だと思いますので、おせっかいに近いかもしれませんが、やっぱりそういうのが大事だと思っております。

やはり、そういう同じ目線での取組というのは大事でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

その中で、もう3番目に行きますけれども、職員のアイディアとか、やっぱり熱意を生かして、関わりをもっと密にしながら、協働体制を構築すべきではないかと思っております。

やはり、市内の企業、そして、市内の経営者で若い人たちも大分少なくなってきました。そういう中で、市役所には、若い人もいらっしゃいます。見渡せばこんな若い人がいる企業というのはやっぱりこの市役所、本当、市内の中でも屈指の場所だと思っております。

そういう中で、そういう若い人たちがいろんな素

晴らしい思い、熱意を持って、入庁されたと思って
おります。その思いをまちの活力にもっと生かして
いくべきだと思っております。今こそ魅力の再発見、
そして、やはり、気づきの場がやっぱり少ないと思
うんですよね。そういったところで、そういう若い
人とのつながり、そして、いろんなイベントに、一
緒に学ぶことで、いろんな経験をできると思います。
お互い刺激し合い、お互いで高め合っていく、そう
いうことも大事でありますので、こういった職員さ
んたちのアイデアを活かすような、そういう協働体
制というのは、構築できるかどうか、お伺いたし
ます。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 職員と地域
の協力体制ということでございます。

議員仰せのとおり近年の少子高齢化によりまして、
地域のイベントの担い手不足は、全国的にも深刻な
社会問題となっているところでございます。

そうした中、観光振興においては、くるくるMO
M I J Iバス運行事業や観音ヶ池におけるさくら祭
りなど、常に地域と連携を意識しながら取り組んで
いるところでございます。

また、総合イベント助成事業におきましても、い
ちき串木野サマーフェスタや、いちき串木野産業ま
つりなど、公共的団体により長年実施され、広く認
知されている事業につきましては、実行委員会と連
携を密にしながら、今もやっているところでござい
ます。

今後も観光振興を図るためには、やはり地域の熱
い思い、それに応えるやはり職員の熱い思いという
のが必要かなと考えておりますので、職員と実施主
体との関わりを密にしながら、今後も取り組んでま
いりたいと考えているところでございます。

○10番（濱田 尚君） やはり、しっかりとまず連
携していくことが大事だと思います。

民間の方では得られないような情報を職員がお持
ちでございます。そういったところで、いろんな情
報のやり取りをしながら、このまちのイベント、観
光振興をどうやっていくのかというのは、やはり
投げかけが大事でありますので、しっかりと取り組
んでいただきたいと思います。

そして、やはり民間の方はなかなかお仕事もお
持ちで、そういう時間も割けない場面もありますけ
れども、やはり、職員の方は長い目で見れば、こう
いうまちづくりというのは、ミッションの一つだと
思っておりますので、この部署が違うからというの
じゃなくて、どうにかやっぱりその関わりをできる
ように、市役所のほうも考えていただきたいと思います
と思っております。

そういう中で、若い人にチャレンジする場を提供
する。そして、そういったこういうイベントなんか
にはぜひとも関わってもらいたいというので、やは
り、若者に限定したような、そういう補助金を創設
してもいいのかなと思っておりますけれども所感
をお伺いたします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 若者を応援
するような補助ということでございます。

交流人口の拡大及び地域の活性化にそういうこと
を趣旨とする事業につきましては、先ほどから説明
しております総合イベント補助事業がございます。
こちらのほうをぜひとも活用していただきながら、
若者の皆さんも、議員さんおっしゃられるとおり、
私どももイベントに関するノウハウというのを持っ
ています。やはり、相談に来たときにそういうノウ
ハウをうまく伝えながら、こうやったらもっとうま
くいくんじゃないかというようなことを紹介しなが
ら進めていきたいと思っておりますので、ぜひとも総合イ
ベント補助事業のほうを活用いただきたいなと考
えているところでございます。

○10番（濱田 尚君） その総合イベント補助金で
ありますけれども、やはり、2割が手出しですよ。
その2割を手出しというのちょっとハードルがや
はり高くなるのかなあと思っております。

やはり、若い人たちが小っちゃなイベントでも何
かやってみたいとなれば、できるだけそういうのを
取り組めるようにしていけないかと思うんですよ
ね。

そういう中で、ある自治体で若者に特化した補助
金というのを出しているところもあります。これを
言うのは、とにかく小さいイベントでも若い人た
ちが取り組むようにしていただきたい。それがやっ

り比較的若い人たちが地域参画で取り組みやすく、活動の成果が得られやすいのは地域のイベントなんですよね。

やはり、そういうところに若者に特化した補助金というのは大事かなと思っております。

そこで、少しでも、いわゆる今の若い人達で言う、やった感とか、そこでの成功体験とか、やっぱりそれが大事かなあと考えております。そういうのを積み重ねることで、また、次へのイベントの在り方なんかも研究されていく、そういったところもありますので、とても重要なことだと思います。

それに関しては、どういう所感をお持ちでしょうか。

〇副市長（出水喜三彦君） 今の若者がチャレンジしやすい環境というお話がございました。

先ほどシティセールス課長が申しました総合イベント助成事業につきましては、8割ということで、2割がありますけれども、形態とすれば、事業費の8割を補助して2割負担していただくのと、それから、全体の事業費から、例えば協賛金でありましたり、出店料、これを差し引いたものを補助する、こういった形態がありますので、これまで実施された事業主体の補助金を見ますと、その協賛金でありましたり、あるいは資金を調達してという中で、自己負担がかなり少ない中でチャレンジされている形態もあるようでございます。

まずは御相談をいただきながら、どういう形態でイベントを実施されるのかというのを共に考えていけたらと思いますが、それとあとイベントだけでなく、その若者がチャレンジする環境といえますのが大事だと思っておりますので、この総合イベント助成事業というイベントに特化した中で、若者を支援するのか、あるいは別な形態で支援する仕組みをつくるのか、ここはまた検討させていただけたらと思います。

いずれにしても、イベントで申し上げますと、様々そのテーマというのが、農業でありましたり、水産でありましたり、商工でありましたり、あるかと思っておりますので、ここに市役所の中の関係課が、関係職員がどのように携わって、一緒になって知恵

を絞っていくのか、このことが大事かと思っておりますので、そういった体制も、構築も併せて考えていけたらと思っております。

〇10番（濱田 尚君） ぜひ考えていただきたいと思いますと思っております。

やはり、この若者に対しての支援、応援の宣言だと思うんですよね。

このまちは若者に寄り添っていきますよと。そういった覚悟、その表明だと思いますので、そこが大事だと思います。

今言われた副市長の意見はやっぱりその社会教育の部分でもありますし、企画政策の部分でもある。全体的に考えたときに、どういう支援の在り方がいいのかということも検討していただきたいと思いますと思っております。

例えば、今、一生懸命、まるっとポメロ祭りというようなことをされている方もいらっしゃいます。本当に地域のために、一生懸命取り組んでいらっしゃいます。その熱意や行動力というのは本当学ぶに値するのかなあと話を聞いて思いました。

市のほうも、シティセールスのほうも一生懸命支援はされておりますけれども、やはりそういう人たちから刺激を受けながら、また、市役所のほうもまた人材を育成していく。そして、仲間をつくっていくということも大事であります。そういうことを考えますと、お互いの顔の見える人間関係をやっぱり構築して、そして、やっぱり楽しくないといかんと思うんですよね。ですから、楽しさの見える化、そういうのを共有しながらまちづくりを行っていく。

夢のある取組をしていただけますように期待して、次に、移りたいと思っております。

次に、あいさつ運動についてであります。

令和4年、5年の成果説明書に、家庭、学校、地域の連携を深め、「地域の子どもは地域で育てる」意識の醸成を図りながら、市民総ぐるみの「あいさつ運動」に取り組んだとありました。

あいさつ運動を経営の神様、松下幸之助さんは、挨拶というものは、言わばお互いの毎日の暮らしの潤滑油とも言った貴い働きを果たしていると言われております。全くそのとおりだなあと思うところ

であります。

コロナ禍では挨拶も十分にできる状況ではなかったところもあります。地域行事は軒並み中止や縮小、ましてや住民同士のコミュニケーションの懇談を深める場も自粛が余儀なくされ、市民同士の関わり合いや地域コミュニティが欠落した状況であったと思います。

その後、経済活動が再開されております。社会生活を以前のように取り戻すには、やはりその地域コミュニティの再生というのが重要であります。

その原点となるのが、挨拶だと思いますね。この複雑多様化した生活の中で、挨拶はぎすぎすした社会や生活において、お互いを尊重し、認め合うことでより充実した地域社会の創造にとって、とても大事なことだと思っております。

この総ぐるみでということで、市民の皆さんにもいろいろ聞けば、なかなか子どもたちも挨拶ができてないよねという場面もあります。

そして、その後には大人もちょっとやっぱり挨拶が足りんのじゃないかということも言われております。

このあいさつ運動をどのように評価されているかとお伺いしますが、まず、市長にちょっとお伺いしますが、先ほど私は壇上で模範となるように心がけたいということで言いましたけれど、最高責任者として、市長は自分なりに挨拶ができているかどうかも含めて、挨拶をどのように考えていらっしゃるでしょうか。それをお伺いをしたいと思います。

○市長（中屋謙治君） あいさつ運動をどのように捉えているかという、こういうことであろうかと思いますが、議員おっしゃったように、社会生活、日常生活の中で基本となる、人間として一番大事な部分、このように捉えております。自分自身もそのように心がけているつもりですけれども、果たして十分かどうか反省するところ多々あるかと思っております。

○10番（濱田 尚君） やはり、大事なことでありますので、一緒にまた取り組んでいければと思っております。

そこで、このあいさつ運動ですけれども、市の取

組としての評価はどのようにされているかをお伺いいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） おはようございます。

これまでのあいさつ運動をどう評価しているか、また、取組状況についての御質問でございました。

日常生活やいろんな活動はコロナ前に戻りつつあるものの、人間関係の希薄化など地域のコミュニティの状況は、コロナ禍以前のようにはまだ回復していないと感じているところでございます。

このような状況を踏まえまして、日常生活やコミュニケーションの基本である挨拶について再度取組を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず初めに、学校やまちづくり協議会、市の女性連など、関係団体のほうに、今年度から取り組んでいる i（あい）が いっぱい あいさつ運動の事業の目的、事業の趣旨について説明をさせていただきました。

併せまして、毎月第3土曜日の県が指定している青少年育成の日を、本市独自のあいさつ運動の日と位置づけまして、防災行政無線で挨拶について周知を行っているところでございます。

また、今年度は市内の小・中学生の子どもさんたちのほうに、夏休みの課題といたしまして、i（あい）が いっぱい あいさつ運動の標語とシンボルマークの募集について取り組んでいただきました。

募集状況といたしましては、標語の部門につきましては、小学生が226名の方、中学生が32名、シンボルマーク部門につきましては、小学生が197名、中学生が13名の応募がございました。最優秀の作品の標語とシンボルマークにつきましては、のぼり旗の作成と各学年の優秀賞の作品でポスターを作成したところでございます。のぼり旗のシンボルマークとポスターの受賞者本人の直筆を使用することで、親近感を持ってもらう形といたしました。

また、11月30日に開催いたしました市の子ども会大会での開会行事の中で表彰式を実施いたしまして、参加者の皆さんに、あいさつ運動の啓発を図ったところでございます。

今後は、各関係機関、団体の皆様で構成する社会

教育委員の会議や青少年育成市民会議等において、シンボルマークと標語を活用してのあいさつ運動の展開について、検討を行っていただき、市民総ぐるみでのあいさつ運動につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○10番（濱田 尚君） 市民総ぐるみのあいさつ運動の展開ということでしたけれども、やはりこの広がりというのは大事でありますよね。その広がりをどのように具体的にされていくのかお伺いをしたいと思います。

○社会教育課長（榎並哲郎君） あいさつ運動をどのように広がっていくのかということへの御質問でございました。

これにつきましては、受賞作品、のぼり旗、また、ポスター等を各小・中学校、まちづくり協議会、そちらのほうに配布をするんですけども、それだけではなくて、各団体のほうの皆様方が取り組んでいらっしゃる特色ある活動について、状況等を確認しながら、それを広報紙、また、防災行政無線等でお知らせしながら広げていきたいというふうに思っております。

また、各種団体の皆様方の協力という点では、今後は事業所の皆様方への協力体制も必要になってくるかと思っております。

○10番（濱田 尚君） 全体的に広げていくということで、今、事業所さんのところにもというようなことが言われましたけれども、そういった事業所にも広げていくのも非常に大事だと思います。

事業所でもやっぱり挨拶というのはしっかりするようにというのは、皆さんどこも心がけていらっしゃるんですけども、その周知をしていただきたいと思っておりますけれども、それなりにこの事業者さんにもある程度の効果を期待したいというところもお持ちだと思うんですよね。

市としたらやっぱりそういう期待される効果なんかはどのように考えていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） 事業所の皆さんがあいさつ運動に取り組んだ場合の事業効果ということでの御質問だったと思います。

事業所においてあいさつ運動に取り組んでいただくことは、窓口であったり、電話での対応、そのような企業のイメージの向上につながるかと思っております。そのことは、ひいてはその事業所の業績にもよい効果を生むと考えております。

また、事業所内に目を向けますと、職員同士へのお互いに声を掛け合うあいさつ運動につきましては、相手を知る、相手に知ってもらう、相互承認につながります。このことは、職場環境が改善されて、そのことが風通しのよい職場環境を産む形になりますので、そのことによって生産性の向上にもつながるかと思っております。

また、新聞報道等で、早期離職者というのが問題なっているかと思っておりますけれども、就職していただいても、若者の方々が3年以内に辞める、こういうことが課題だというのが報道でもございますので、この課題解決にもつながるかと思っております。

挨拶は毎日の暮らしを潤す、先ほど議員さんのほうからございましたとおり、潤滑油的な意味合いがあるかと思っておりますので、事業所で取り組んでいただくことで、そのことをまた家庭とか、地域に持ち帰っていただいたときにあいさつ運動を展開していただいて、市民総ぐるみでのあいさつ運動につなげていただきたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） その効果というのが非常に多岐にわたって、奥の深い効果になっていくのかなあと思っております。その効果を考えますと、この市役所の中で、そういった取組というのも大事なあとと思っております。やはり、市民の皆さんと接するところでの一番のところでございます。

あいさつ運動の今の効果なんかを聞いたときに、いち早く取り入れるのはやっぱり市役所だと思いますけれども、市役所のそういう運動は、どのように考えていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○総務課長（岡田錦也君） 市役所における挨拶を含みます接遇の取組を申し上げますと、市におきましては、接遇マニュアルを作成いたしまして、接遇の基本となる挨拶をはじめ、庁内環境づくりと市民サービスの向上に努めており、市民の皆さんが来庁された際はもちろんのこと、職員間におきましても

ふだんから指導を行っているところでございます。

この接遇マニュアルにつきましては、必要に応じて随時見直しを行い、毎年度当初に職員に周知を図るとともに、市民からの苦情等などがあつた際につきましても、職員に周知し、情報の共有を図り、職員個人がふだんから意識をしながら、より一層の接遇の向上に努めるよう心がけているところでございます。

特に、新規採用職員につきましては、接遇研修を年2回実施するなど、公務員としては、もちろんのこと、社会人の基本的なマナーの習得に力を入れているところでございます。

濱田議員仰せのとおり、挨拶は良好なコミュニケーションを取るための第一歩であると考えております。気持ちのよい挨拶をすることで、市民からはもちろんのこと、職員間の信頼も得られ、それがひいては市民サービスの向上や、公務能率の向上にもつながると思っております。

今後、市といたしましても、あいさつ運動の一環といたしまして、シンプルで基本的なことではございますが、職員内で、始業時や退庁時に必ず挨拶をする。

また、廊下や階段で擦れ違った場合、必ず挨拶をするといった簡単なルールを明確化するほか、例えば、週に1回、全職員が挨拶に特に力を入れる挨拶デーを設けるなど、市民並びに市内事業所の模範となるようあいさつ運動に率先して取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 今、挨拶デーですかね、非常にいい取組だと思います。やはり、もう挨拶があれば、次の会話にもつながっていきます。その会話の先には相談事もあるかもしれません。そういったことを考えますと挨拶デーというのも何かしっかりと取り組んでいていただきたいと思えます。

私が提案したいのはやっぱり若い人たちに、この市役所の中をどう明るく挨拶ができるようにしているかというのをやっぱり何か話し合ってもらって、プロジェクトチームじゃないですけども、そういうので、提案をしてもらって、それを100%受け入れて、市役所全体で取り組んでいく。

もし問題があれば、改善していけばいいわけでありますから、そういう若い人たちの意見というのは大事でありますので、今後、その挨拶デーを含めて検討していただきたいと思います。

先ほど言われましたように、職場環境の良好な改善につながる。このことは、事業所が取り組んでいるメンタルヘルス対策にもつながっていくと思えます。

少しの会話、少しの相談などで改善される場所もありますので、しっかりと取り組んでいていただきたいと思えます。

非常に大事なことで、挨拶は大事なことでありますので、早急に実施していただくように申し述べて、次に、移りたいと思えます。

大里川の改修についてであります。

大里川は、令和元年の7月豪雨災害を受けて県や国等により大きく改修が進みつつあります。

とりわけ、川南ほ場整備が行われた地区の河川は、拡幅されて、今現在は薩摩渡瀬橋周辺の工事も進んでおります。

そういった中で、市来インター周辺は、豪雨時は真っ先に冠水が発生をいたしております。非常に危険な状態となるために河川改修を急ぐ必要があります。

そういう中で、これまでの豪雨時における市来インター周辺の冠水状況というのをお知らせいただきたいと思えます。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 大里川の市来インター周辺での冠水被害状況についてであります。

令和元年6月28日から7月4日にかけての大雨により、市来地域では総雨量が766ミリを記録するなど、例年になく非常に強い雨を観測しました。

大里川の堤防決壊や堤防からの越水等により、川北地区で床上浸水22件、床下浸水77件がありました。

市来インター周辺におきましては、国道から門前自治公民館に架かる門前橋付近からの越水により、島内自治公民館周辺で床上浸水5件、床下浸水16件、宇都と門前自治公民館で床上浸水が4件、床下浸水5件などの浸水被害があつたところでございます。

それ以降につきましては、市来インター付近での浸水被害は確認しておりませんが、大雨の際には必ず見回るようにし、門前橋付近の水位の変化について確認を行っているところであります。

○10番（濱田 尚君） 今現在、改修はされておりますけれども、やはりこの大里川、以前は湯之元地区の国道3号線も大雨時は冠水しよったですね。

しかしながら、この区画整理が進みまして、国道3号線が冠水しない状況となりました。その分、水が集まりやすい状況になっております。

湯之元地区の大里川の改修も一部進んだんですけど、今ちょっと進んでないような状況と聞きます。

そういう中で、やはり、宇都の大谷山からも流れてくる山之口川もやはり水も集まってくるので、やはり、その周辺には島内のインターの周辺も十分注意をしておいていただきたいと思います。

その原因となるのがやはり大里川の今、工事は下流側をしていますけれども、やっぱりその上流部の改修計画と国道3号の下井手橋ですね、その改修を早めにするのが大事だと思いますけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 大里川の河川改修につきましては、全体計画延長5,145メートルのうち、本市の区間は、市瀬橋下流から門前橋の上流まで、延長3,995メートルとなっております。

現在事業が進められている下流部では、令和2年度から大規模特定河川事業を導入し、さらに防災・減災国土強靱化のため、5か年加速化対策の予算を活用するなど、集中的に整備が進められているところでございます。

また、河川管理者によりますと、下流から順次整備を進めており、今年度から新たに国道270号の薩摩渡瀬橋の架けかえ工事に着手したところであり、国道3号の下井手橋の架けかえ工事については、当面、工事着手に期間を要するというところでございました。

○10番（濱田 尚君） 当面期間を要するというところであります。

豪雨が起るたびに、ちょっとこの下井手橋、よく見に行くんですけども、かなりの上流からの材

木、竹類で、橋脚に引っかかっております。

特に令和元年のときは、もうどちらの大きな木も欄干に引っかかっているような状況でございます。

下井手橋は長さでは31メートル、新門前橋が36メートルございました。そういう中で、ちょうど河川はカーブで入ってきて、カーブで入ってきて、橋脚が2本あるものですから、やはり引っかかりやすい、そういう構造でもあるのかなと思っております。

そして、この下井手橋は竣工されたのが「昭和10年3月」と書いてあります。昭和10年です。90年前の橋となります。それまでにいろいろ耐震を含めて、そして、側道の歩道橋は59年にできておりますけれども、やはり、その当時はやっぱりこの橋脚が2本ないといけなかった状況だと思いますけれども、やはり、河道にそういう橋脚があるというのは、やっぱり流量の障害にもなりますので、やはり、ここは強く言って、強く国のほう、県のほうにも強く申し述べるべきだと思っております。

そして、大里川の流域治水プロジェクトというのもありますよね。そういう全体で考えたときに、その取組というのは具体的にはどんな感じでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 大里川水系の流域治水プロジェクトにつきましては、被害の対象を軽減させる対策といたしまして、浸水洪水想定区域図の作成、それと、公表をホームページで行い、また、防災情報などの提供が行われているところでございます。

また、氾濫をできるだけ防ぐ、また、減らす対策としましては、砂防堰堤の整備など、あと、ため池などを利水ダムですね、そういったものを利用して、事前放流などの取組が鹿児島県、そして、いちき串木野市、日置市で行われているところでございます。

○10番（濱田 尚君） 氾濫を未然に防ぐ取組というのは、大事なことであります。

防災対策として、広くこういうのをもうやりますよということで、周知をしていただきたいと思えます。

しかしながら、やっぱり下流域の大里川の本市のところは4,000メートルぐらいですよ。その中で

ほとんどが日置市になって、そのため池なんかのほうもほとんど日置市のほうですよ。そういったことを考えますと、やはり日置市との情報交換や連携、事業についてもしっかりと打合せをしながら、早急に行っていたいただきたいと思います。

それと同時にやっぱり河川の拡幅、門前橋近く、市来インター近くの、もう同時並行的に、県、市、国にもしっかりと訴えていっていただきたいと思います。

この豪雨時、下のほうは改良されても、この部分は、非常に懸念がありますので、より注視しながら置いてきていただければと思っております。

早急に着手できるように訴えて、以上で私の質問といたします。

○議長（中里純人君） 次に、東育代議員の発言を許します。

[11番東 育代君登壇]

○11番（東 育代君） 皆様、おはようございます。

さきに通告いたしました2件のことについて、市長の見解を求めます。

まず初めに、中学校の部活動についてです。

本市では、令和8年度から始まる市内中学校の部活動地域移行に向けて、令和6年5月からモデル校として、市来中学校での導入が始まりました。

地域移行は公立中学校の教員が指導を担っている部活動を地域団体や民間事業者に委託する改革です。国は地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すとして、2023年度から2025年度を改革推進期間としているようです。

本市でも国のガイドラインに沿って事業が進められているようですが、私は中学校の部活動地域移行は、保護者、生徒、学校の部活動顧問、地域指導者との共通認識の下に事業が成り立つと思っております。

市来中学校ではアンケート調査等を実施されたのか。どのような調査をされたのか。また、モデル事業の実施前と後で生徒の意識の変化はどのようなか、市長の見解をお聞きいたしまして、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 東育代議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、今年度から市来中学校をモデル校に選定し、休日の部活動の地域移行を進めているところでございます。

本事業を円滑に実施するために、地域部活動コーディネーターを配置し、学校と地域指導者間の連携、あるいは各競技団体との交渉、指導者研修会の企画や地域部活動推進協議会の運営、こういったものに取り組んでいるところでございます。

現在、国の委託事業を受けて本事業を進めているところでありますが、モデル校として実施いたしております市来中学校の状況を検証しながら、今後、持続可能な地域部活動の運営を目指してまいります。

本事業は、令和8年度の部活動の地域移行完全実施を目指しており、令和7年度、来年度は市来中学校と併せて新たに串木野中学校を対象として、休日の地域移行を進めていく計画としております。

市来中学校における部活動地域移行の現状、あるいはアンケート調査、こういった詳細につきましては、所管の教育委員会のほうから答弁をいたさせます。

○学校教育課長（西村喜一君） 市来中学校の現状及び調査結果についてでございますが、市来中学校では、五つの全ての部活動において、休日の地域移行を行っております。

地域指導者はバドミントン部に1名、弓道部に1名、女子バレーボール部に5名の計7名を配置しております。野球部と吹奏楽部については、兼職兼業の手続きを取り、教職員が地域指導者という立場で休日の指導を行っております。

また、ほかの三つの部活動の顧問においても、地域指導者が指導に携われない場合において、指導ができるように、教職員による兼職兼業の手続きを行って、必要に応じて休日の指導に携わっているところでございます。

昨年度行った意識調査では、休日の地域移行に期待することとして、生徒、保護者とともに、専門的な指導を受けられるという内容が最も多く、次いで、技術力の向上や希望する種目を継続して行えるとい

う内容でございました。

教職員においては、業務の負担軽減や専門的な指導を行ってもらえるという意見が多くありました。

地域移行で心配なことについて、生徒、保護者は、活動場所までの移動手段や、活動経費の負担という内容が最も多く、教職員は地域指導者としっかり連携が図れるかという意見が多くありました。

市来中学校における今年度の意識調査ですが、1学期中は、地域指導者との2人体制で指導に携わることが多かったために、本格的に移行を始めた2学期終了時点の意識調査に向けて、既に学校のほうに通知してございます。

○11番（東 育代君） ただいま答弁をいただきました。

期待することということでは、かなり前向きな回答があったようですが、これは令和5年の7月から10月ぐらいの間にアンケート調査をされたら、この通信のほうで見せていただいたんですが、回収率については、生徒は90%、保護者34.1%、教職が63%となっております。保護者の回答率34%と低いようでしたが、地域移行に心配なことの項目では、活動場所までの送迎が65.9%、活動経費の負担や指導者の指導方法、指導者との人間関係、けがや事故に関する責任の所在などと課題が多く挙げられているようです。

アンケート調査の結果を基に市来中学校での実施となったと思いますが、保護者意見についてどのような協議、検討がなされたのか伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 今、議員のほうからおっしゃられたような内容の心配事ありました。そちらのほうにつきましては、地域部活動推進協議会の中で、その内容について、それぞれ検討してまいったところでございます。

○11番（東 育代君） 始まったばかりですし、今からいろいろと課題もまだ出てくると思うんですが、やはりこの心配な項目がこのぐらいの数字が上がったということは、令和6年実施される前に様々な研修、検討がされたというふうに思っております。そこら辺についてもう少しお聞きします。

○学校教育課長（西村喜一君） 地域部活動推進協

議会の中では、今おっしゃいましたように部活動の地域の指導者の指導の在り方とか、移動場所ということだったんですが、移動場所というのは、地域に移行して、学校と離れた場所で行われる場合の心配ということで、現在のところは、市来中学校でそのまま部活動を行っておりますので、そちらについては、特に心配等はないと思います。

地域指導者と顧問との連携につきましては、連携を密に図りながら行っていきましょうということで、1学期は特に2人体制で行って、子どもたちの様子とか、指導方針の在り方とか、そういったところを検討していきましょうという形で進めてきたところでございます。

○11番（東 育代君） 市来中学校では地域指導者が委嘱されて事業が始まっていました。最初お聞きしたかった項目で、五つの部活動がということでお聞きしたかったのですが、五つの部活動で、三つの部活動はもう地域の指導者がいるということでございます。

地域部活コーディネーターという方が学校、保護者、地域指導者、行政の橋渡し役として地域移行の円滑な実施に向けて取り組まれているようにお聞きしました。

五つの部活動のうち、二つの部活動では顧問が継続されて指導されているようですが、地域指導者の担い手がいないという理解でよろしいのか、中学校の部活動に対して地域指導者の担い手がいない場合の取組について市の考えをお聞きします。

○学校教育課長（西村喜一君） 先ほど二つの部活動、今、地域指導者、地域の方じゃないということで、教職員が兼職兼業を行っていることについてでございますが、現在、地域指導者が配置されていない部活動は、野球部と吹奏楽部です。これらの部活動については、顧問である教職員の要望等によって地域指導者を派遣していない状況もございます。

ただし、今後、教職員については人事異動等もあることから、地域指導者の確保が必要になってくると思います。

特に吹奏楽部においては、より専門的な指導等が要求される部活動ということで、現在、地域部活動

コーディネーターが中心となって、スポーツ協会及び文化協会等との連携を図って、指導者の確保に努めているところでございます。

○11番（東 育代君） 部活動の地域移行は教職員の業務負担軽減や技術力向上を期待しての取組とお聞きしております。

先生方の中には、先ほど答弁もありましたけれども、部活動に関わっていきたくと思われる先生もいらっしゃるようにお聞きしております。そのような場合も、休日の活動においては、地域移行の取扱いになるのでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 先ほども申し上げましたが、顧問については、兼職兼業ということで、地域指導者として、指導に当たるという形で取っております。

○11番（東 育代君） 兼職兼業ということで、きちっと申請をして、そして、教育委員会のほうが委嘱をするということですね。

次に、休日の部活動の地域移行を目的とした取組ではございますが、学校外で開催される大会やコンクール時における地域指導者の役割、責任について伺います。

アンケート項目でもありましたが、保護者にとっての心配事では活動場所までの送迎、活動経費の負担、指導者の指導方法、指導者との人間関係、けがや事故等に関する責任の所在などたくさんあるようです。大会等の引率や大会中の指導など多くの負担が生じると推測されますが、地域指導者の役割や責任について明確な指標があるのか伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 地域指導者の役割や責任について明確な指標があるのかということについてお答えいたします。

地域指導者の役割や責任についてですが、令和5年12月にいちき串木野市地域部活動指導者設置規則を定めてあり、本規則の第2条に地域指導者の職務が明記されております。

職務内容としましては、実技の指導、安全及び障害予防に関する知識、技能の指導、大会や練習試合、コンクール等の引率、用具、施設の点検・管理、保護者等への連絡、練習計画の作成などです。

また、地域指導者は、職務を遂行するに当たり、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない、その職の信用を傷つけ、生徒、保護者の信頼を損なうような行為をしてはならないと定めてあります。

地域指導者は、本規則にのっとり、指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について、部活動の顧問である教員と日常的に情報共有を行い、十分に連携を図っていく必要があるため、今後も学校と地域指導者の連携の在り方について、サポート体制を構築してまいりたいと思います。

○11番（東 育代君） 地域部活動設置規則というのがあるということで、職務について先ほど答弁がありました。実技の指導や学校外での活動、大会、練習試合、コンクール等の引率というのにも含まれているようでございます。そのほかに、保護者への連絡や練習計画の作成などもあるようです。

これは地域指導者として委嘱を受けた者を想定した規則と捉えております。学校外での活動、大会、練習試合、コンクールの引率もありますよね。保護者の心配な項目には活動場所までの送迎とあります。大会等は休日が多いですが、学校外での活動、大会や練習試合、コンクールといろいろあると思いますが、地域指導者の職務となっておりますよね。大会等、市外開催も多くありますが、これらについて伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 大会とか練習試合等、校区外の校外での活動についてでございますが、休日の地域移行を進めるに当たり、休日の大会等における引率は原則として地域指導者が務めるということにしております。

しかし、大会によっては、学校の教職員が引率しなければならないという規定がある場合もございます。その場合には、学校の教職員である顧問が引率を行います。

また、教職員が大会で役員として参加しなければならないという場合も、教職員と地域指導者が生徒を引率するということとなります。

○11番（東 育代君） 原則として地域指導者が行うということでございます。これってかなりハード

ルが高いように思うんです。地域指導者となった方々の責任となると、やはりそこまで本当に追えるのか。そこまで市も求めるのかということになってきたときには、かなり課題が出てくるのではないかと、保護者のほうも心配事にあるわけですので、そこら辺のところはきちっと整理していただきたいなと思います。

また、学校顧問の関わりもあるということでした。中学校の部活動のガイドラインでは校外での活動では集合及び解散場所は原則として校区内とし、顧問が引率するとなっておりますが、平日の部活動の場合のみ顧問が関わっていくという認識でよいのか、これからのことについて伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 部活動のガイドラインでは、校外の活動では集合場所及び解散場所は原則として校区内とし、顧問が引率するというふうにしてしておりますが、こちらの部活動のガイドラインに示されている内容は、平日の大会とか、また、地域移行をまだ実施していない学校における大会の引率に関する内容となっております。

○11番（東 育代君） 平日の場合のということですよ。大会等は休日が多いわけですので、兼職兼業で先生たちが委嘱された場合には、その延長でいいですよ。でもやはりそこに責任というのがまた改めて出てくると思います。

また、この設置規則の中には、サービスや損害賠償の義務、任用などもあります。地域指導者は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能を有し、かつ学校教育に関する十分な理解を有する者の中から、いちき串木野市教育委員会が学校の校長の意見を聞いて任用するとあります。けがや事故等に関する責任の所在、心配なことの項目の中にも28%とアンケート調査でありました。

部活動地域移行通信の記事を見ますと、休日の部活動は地域が運営する部活動になるとあります。教育委員会が学校の校長の意見を聞いて任用するとなっておりますので、地域移行の部活動の運営主体は市教育委員会ですか、責任者は教育長ですか、市長ですか。

○学校教育課長（西村喜一君） 地域部活動の設置

規則に、地域指導者はその職務を遂行するに当たり、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならないとあります。

また、地域指導者の任用に当たっては、教育委員会が校長の意見を聞いて、委嘱するとございますので、そのことから責任の所在としては、学校長及び教育委員会となります。

○11番（東 育代君） 運営主体は、学校ですか、教育委員会ですか。教育委員会ですよ。休日の場合、地域移行になったときの大会等の。

○学校教育課長（西村喜一君） 先ほども申し上げましたように、学校長及び教育委員会と考えております。

○11番（東 育代君） 国の目指すところは、運営主体はもう地域移行になった場合には、地域となっておりますよね。本市の場合は、学校及び教育委員会が運営主体という認識でよろしいんですよ。すると責任、もし何かあった場合に、もちろん何事もないことが一番いいんですけど、最悪の場合には、その責任はどこに行くんですか。

○学校教育課長（西村喜一君） 現在のところは、移行期間ということで、まずは休日の部活動を地域移行していきましようということで、市も一緒になって学校とやっておりますので、先ほど申し上げたとおりでございます。

今後、地域のほうに完全に移行になった場合には、クラブチームなのか、そういう団体なのかあれですが、そちらのほうに移行していくと現在のところは考えているところでございます。

○11番（東 育代君） 令和8年度から完全移行という目標ですよ。今はまだ学校、教育委員会だけれど、令和8年度から完全移行、市はそれを目指しているわけですよ。また、変わるんですか。この設置規則によりますと、どうなんですか。

○学校教育課長（西村喜一君） 私が先ほど申し上げましたのは、休日におけるということで、休日の間は今のこの設置規則がありますので、こちらで。先ほど申し上げたのは、平日まで完全に移行した場合ということについてお話ししたと。休日については、今の先ほど言ったとおりでございます。学校長

及び教育委員会と。

○11番（東 育代君） 学校長及び教育委員会ということですので、そうなのでしょう。

市内にあるスポーツクラブや団体等の協力が必要なようです。

令和8年度から市内中学校で本格実施する予定のことですが、地域指導者の育成や登録についてどのような状況か伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 地域指導者の育成や登録について、どのような状況かということについてお答えいたします。

令和7年度は、市来中学校に加え、串木野中学校も、モデル校として実施する予定であります。

現在、串木野中学校においては、10の部活動が活動しております。

串木野中学校の部活動顧問を対象にしたアンケート結果によると、現時点で、地域指導者の導入を希望すると回答したのは、九つの部活動で、兼職兼業を行い休日の部活動に携わりたいと考えている教職員は16%です。このことから、地域指導者の確保は喫緊の課題であると言えます。

まず、地域指導者の確保については、本市に総合型のスポーツクラブがない現状から、現在、外部指導者として指導に携わっている方、スポーツ協会に所属している各競技連盟やスポーツ少年団、文化協会など各関係機関と連携を図り、人材を確保していく必要があります。今年度から配置している地域部活動コーディネーターを中心に、各関係機関へ働きかけを行っているところでございます。

次に、地域指導者の育成についてですが、実技指導のポイントとか、安全及び障害予防に関する知識技能の習得を狙いとした研修会の案内や出席依頼を行っています。

今年度は、県が主催する学校部活動及び地域クラブ指導者研修会に3人が参加しました。また、6月には市主催の熱中症予防に関する研修会を開催し、保護者、地域指導者の10人が参加しました。

今後も、コミュニケーション能力や、コーチング技術、安全管理の知識や、万が一の場合の対処能力等の育成を狙いとした研修を計画し、望ましい地域

部活動の運営につながるよう取り組んでまいります。

○11番（東 育代君） 県が開催された部活動地域連携推進協議会にも参加されたということで、ここに資料を私も持っております。

令和7年度は10の部活がある串木野中学校、それから、市内にあるスポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会の有識者メンバーでの地域部活動推進協議会が開催されているようですが、部活動の地域移行に対して委員の方々はどのように認識されているのか、人材等を含めて支援体制は十分できているのかももう一回お聞きします。

○学校教育課長（西村喜一君） 地域指導者に対しましては、先ほども申し上げましたように、様々な研修を今後企画していきたいと思っております。

特に、子どもたちとのコミュニケーションを図ったりとか、この指導でいいのだろうかというような心配もされている方もいらっしゃるということをお聞きしておりますので、そちらを中心とした研修をまた計画して行っていきたいと考えております。

○11番（東 育代君） 今からいろんな研修をされていくということですが、やはり、先に行われたアンケートでもありましたが、保護者の心配な項目の中に、指導者の指導方法や指導者との人間関係もありました。平日と休日の指導方法が違ふと子どもたちは不安になるということで、保護者の方からもお聞きしております。このような場合の対策ということについてお聞きします。

○学校教育課長（西村喜一君） 今議員がおっしゃられましたように、指導者によっては、指導の方法が違ったり、また、地域指導者の方々は、当然、学校関係者とは別の方々ですので、教育に携わる方法とか、そういったところにも不安を抱えているところなんです。

そこで、学校と地域指導者のほうは連携を密に図って、指導の在り方、進め方、そういったところは、一緒に連携しているところでございます。

特に、先ほども申し上げましたが、1学期は2人体制で行っているということで、そこで十分に連携を図って、子どもたちのそれぞれの特性だったり、いろいろありますので、そういったところも含めな

から話をしているところでございます。

○11番（東 育代君） 学校や市教育委員会の支援体制についてお聞きします。

地域指導者は、市教育委員会が学校の校長の意見を聞いて任用するとなっております。

地域部活動設置規則では、勤務日数及び勤務時間、報酬等が明記されております。支援体制をきちんとしていないと事業は成り立たないと思っております。市としては、子どもたちの成長を見守る責務があります。報酬等についても経過措置でないことを願っていますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 現在、本市は休日の部活動の地域移行に関して国の委託事業を受けて取り組んでおり、地域指導者の謝金については、国の委託金で支払っているところでございます。

この実証事業は現時点において令和7年度も継続される予定となっております。

今後、実証事業が終了すれば、市独自の運営によって、持続して取り組める体制をつくっていく必要があります。その際の地域指導者の謝金等については、原則、受益者負担となることが望ましいと考えておりますが、他市町の動向等も確認しながら検討してまいりたいと思っております。

本市は、令和5年に地域部活動推進協議会を設置して、これまで計5回の協議を重ねてきております。その中で、地域部活動コーディネーター設置規則及び地域部活動指導者設置規則を策定して、地域指導者の勤務時間や謝金について決めました。

保護者に行った事前アンケートによれば、部活動が地域に移行した際に、保護者負担金額として支払える可能額は3,000円以内という回答が最も多く、地域指導者の勤務時間や、時間単価等は受益者負担になった際に、保護者の金銭的負担を極力抑えられるようにということを考慮して策定してございます。

今後も、現在のモデル校として取り組んでいる市来中学校及び令和7年度に取り組む予定の串木野中学校における実証事業を通して検証を進め、地域部活動推進協議会において課題解決を図るとともに、先行的に取り組んでいる他の自治体と情報を共有しながら、持続可能な地域移行を目指して取り組んで

まいります。

○11番（東 育代君） 先ほどの県の協議会の中でも熊本市というのがあったと思います。ここにちょっと新聞記事も持っておりますが、熊本市では「中学校部活動地域移行せず」と記事がありました。部活動改革検討委員会からの新しい学校部活動の在り方についての答申を見てみますと、改革の基本方針、子どもたちのスポーツ、文化芸術活動の充実、学校部活動の教育的意義や役割を保持する、指導者の確保を含む運営体制の充実を図る。持続可能な運営費を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払うとあります。

指導者の確保を含む運営体制の充実を図ることに關しての実現に向けた具体策には、希望する教職員と地域人材が指導に関わるよう運営体制を整える。現在、教職員が担っている部活動関連業務を洗い出し、それらの業務を人材バンクにおいて実施する。教職員を含めた指導者の負担軽減を図る。また、指導者の配置については、主担当や副担当の役割分担を持った複数指導体制を構築するなどあります。

国の方向性をそのまま反映するのではなく、学校現場の教員、生徒、保護者等にアンケート等を取った上で、その結果を施策に反映しようとしています。

本市でもアンケートを取られておりますが、本市の場合は部活動の地域移行を前提としたものであったように思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 文科省が出している中には、子どもや大人、高齢者や障がい者の参加、交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込むというのも一つの目的としております。

本市としましても、部活動の、今のところ、学校を主体とした、休日の部活動の地域移行を行っておりますが、今後は、地域のほうに部活動を移行して、平日も含めてですね、そういったところでやっというところと考えているところです。

○11番（東 育代君） 国が推奨しているということではありますが、熊本市では保護者の負担などを総合的に検討し、ベストな方法を考えた。地域や企

業と連携しつつも、中学校が中心となって部活動を展開することで、体罰や事故があっても市教委が対応できると、教育長談話がこの新聞記事にあります。

本市では令和6年度から市来中学校をモデル事業として始めました。令和8年度、本格的な地域移行するようですが、市来中学校の取組を検証し、本市に合った部活動の地域移行を進めるべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

○市長（中屋謙治君） 今、中学校の部活動の関係、6年度から休みの日だけなんです、休日だけの地域移行ということで、モデル的に、今、市来中学校、先ほど実態は学校教育課長のほうから説明いただきましたが、そもそもこの地域移行の目的というのは、議員お述べになられましたように、まずは先生方の負担軽減というのが一つ。そしてもう一つには、指導において専門的、技術的な部分で向上が期待できるという、この二つが大きな目的であったと思っております。

そうしますというと、今、市来中学校で休みの日だけの地域移行、そして、平日は先生方が引き続きという実態でございます。そして、来年度は串木野中学校においてこれを休みの日をやってみましょう。そして、令和8年度になりますというと、串木野中学校は統合という、こういう状況もございます。そういう中で、本市に合った形の地域移行、この部活動の地域移行、どういう形がいいのかというのは、おっしゃいましたように、アンケートを取りながら、そして、指導者と学校現場と意見調整しながらという、こういうことで、まだまだ解決すべき課題はたくさんある、このように思っております。

○11番（東 育代君） アンケートも取られましたが、アンケートは地域移行を前提としたアンケートであったように思います。

本市の場合は、地域部活動推進協議会が開催されました。熊本市は、部活動改革検討委員会が開催されて、その中で、メンバーももちろん違いますね。その中で、市に合った方向性を出したとあります。

壇上でも申し上げましたが、地域移行は公立中学校の教員が指導を担っている部活動を地域団体や民間事業者に委託する改革です。国や地域の実情に

じて可能な限り早期の実現を目指すとして、2023年度から2025年度を改革推進期間としています。

コーディネーターの配置もあるようですが、いまだ一度地域の実情を再確認しながら、子どもたちがどのように今、思っているのか、保護者がどのように思っているのか。困っています、子どもたちも保護者も。対応するのが大変と聞いております。

再度、部活動の地域移行を、地域の実情を再確認しながら、本市に合った部活動の地域移行を進めてほしいと願っております。

次に、行きます。

飼い主のいない猫との関わりについてお聞きします。

本市においては、本年4月に動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、地域猫推進事業費が計上されました。

条例では市民等は飼い主のいない猫への給餌は控えるように努めること。ただし、飼い主のいない猫の不妊去勢手術、餌場の管理、ふん尿の始末等、一定のルールに従って飼養管理する活動を妨げるものではないとあります。

空き家、空き地、公園など、相当数の野良猫情報があるとお聞きしています。規定を遵守していない者への対応として、指導等を行うことができるとありますが、現状はどうか伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本年4月に、動物と人間の共生社会の実現に向けて、動物の愛護及び管理に関する条例を施行し、飼い主のいない猫との関わり方についても規定したところであります。

飼い主のいない猫に起因する生活環境被害についての苦情相談が市に寄せられますが、餌やりを禁ずることだけでなく、飼い主のいない猫を地域で一定のルールに則って飼養する地域猫活動を推進しております。

市では、飼い主のいない猫との関わりや地域猫活動、ペットの飼い方等について、防災無線や広報紙、ホームページで啓発を行っており、また、地域猫活動については、グループの立ち上げや活動について、公民館等での説明を行っているところであります。

○11番（東 育代君） 今、課長から答弁がありま

したが、まず、苦情や相談があったときに、現場に行き、現状把握をされることが重要だと思いますが、遺棄や虐待、ふん尿、鳴き声等の相談や苦情はどのくらいあるのでしょうか。また、苦情に対してどのように対処されているのか伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 犬猫に関する苦情件数につきましては、令和5年度で28件、令和6年11月末で14件あります。

規定を遵守していない方に対しては、現地を確認し、訪問指導を行い、再度苦情が寄せられた場合は、繰り返し訪問指導を行っております。

指導の際は、餌の給餌だけでなく、ふん尿の始末や清掃、数を増やさないための不妊去勢手術の必要性と地域猫活動について説明し、協力をお願いしているところであります。

○11番（東 育代君） 現場に行き、そして、説明をして、そして、地域猫活動のということですが、それで、つながった件数はありますか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 4月以降、本市に登録している地域猫活動団体は、11月末現在で4団体となっております。四つの団体では5頭から17頭の合計47頭を飼養しているところであります。

○11番（東 育代君） 47頭がもう不妊去勢手術まで至ったということですか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 登録の47頭のうち、不妊去勢手術については、19件の申請がありました。うち14件が実施済みであります。その他の28頭については、既に不妊去勢の手術が行われた猫の飼養と考えているところであります。

○11番（東 育代君） 条例の第8条に市長は前項の規定に違反した場合、当該給餌を行う者に対して指導をすることができると思いますが、指導、改善命令、公表とありますが、公表まで至ったケースがあるのか、なぜいけないのか現状を伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 現在のところ、苦情が寄せられた場合には、指導でとどまっているところであります。

それ以上の勧告等に進んでいない理由につきましては、今年度、条例を制定したばかりであり、地域猫活動団体を少しでも多く増やしたいという考えの

下から御協力いただくように指導を繰り返し行っている状況であります。

○11番（東 育代君） 活動団体を増やしていきたいということでございます。

地域猫推進事業についてかわいそうだから餌をやる、その行為自体がかわいそうな猫を増やすことにつながるという意識がない人もいます。

TNRの推進やボランティアを育成するとお聞きしています。

現状と今後の取組について伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 地域猫活動は、活動団体や地域有志が地域住民の理解と合意の下に、飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術を行い、元の場所に戻すことを行った上で、餌のやり方や清掃等に関するルールを定め、地域内で飼養、管理し、地域猫として一代限りの命を全うさせることで、周囲からの苦情や殺処分の減少に寄与する活動であります。

地域猫活動団体に関しての問合せや登録相談があっても、登録に至っていないケースもあり、登録を検討している団体があれば、市も公民館へ地域猫活動についての説明を行い、地域の理解や協力をお願いしているところであります。

○11番（東 育代君） ちょっともう一回聞きますが、TNRの推進やボランティアを育成するとお聞きしていますが、この取組について、ちょっともう一回お聞きします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） ボランティアの育成については、地域猫活動団体の登録数を増やすことと同じと捉えているところであり、地域猫活動団体を増やすことに力を入れているところであります。

○11番（東 育代君） 地域猫活動ボランティア団体を増やすということですね。具体的にどのような取組ですか。どのようにして増やしていられるんですか。

例えばですよ、ボランティアを育成するとありますけれど実際に取り組まれている方々からの意見を聞きながら先に進まれたほうが一番早道だと思いますが、いかがでしょうか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 実際に餌やり等の活動をされている方もいらっしゃいます。その中、団体についての取組の状況がそれぞれ異なっている状況もあります。

また、現在活動されている団体の中には、市外から来て主に活動される方等もいらっしゃいますので、そういう方々についても、市のほうに登録していただけるように話をしているところでもあります。

○11番（東 育代君） 市外から来て、活動されているということもお聞きしています、実際。

その方々から、もう少し、この登録ボランティア活動団体を増やす取組についてどのようにすればいいのか、もうちょっと意見を聞かれたらどうでしょうか。

市内でボランティア活動されている団体もあることは、御承知だと思います。日々活動される中で多くの課題を抱えておられますし、本市の実情をよく御存じです。団体の方々との交流会の開催もよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 実際に活動されている方々とはお話をさせていただいているところでもあります。

本市の制度に御理解をいただき、登録をしていたくようお話をしているところですが、まだ、登録に至っていない団体が多くあることも認識しております。

今後活動されている方や、新たに相談される方々と話をしながら、団体の登録数を増やしてまいりたいと考えているところです。

○11番（東 育代君） 実際に活動されている方々がなぜ登録まで至らないのかということをもう少し話し合いをして、そして、先に進まなければ、なかなか活動の輪は広がらないと思うんですが、再度お聞きします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 条例を施行し、補助制度は今年度の4月から始めているところでもあります。多くの意見が寄せられていることでもあります。まずはこの4月から始まった制度を一定数で活動していくことに、まず、力を入れていきたいと考えているところです。

また、併せて、現在活動されている団体の皆さんとも話し合いを行っていくこととする考えであります。

○11番（東 育代君） 4団体が登録されているということですね。4団体のことも私もお聞きしておりますが、まず、大きな団体の方は登録されてないわけですので、なぜ登録に至らないのかということは、もうちょっと市のほうも考えてもらわないと、そこの方々の関係ですので4団体も。多分御存じだと思いますが、やっぱりもう少し一歩踏み入れて、なぜなのかということ整理していただきたいと思いますが、いかがですか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 登録にまだ行っていない団体の方等の話もお伺いする中ではありますが、市の現在の規定になかなかこうはまらない部分があったりとか、受け入れられない部分がこれまでの活動にそぐわない部分もあるということも認識しておりますが、まだ始めて8か月の制度でありますので、こちらの制度の周知を図りながら、徐々に改善する部分や、お互いの考えを合わせていくことが必要ではないかと考えているところでもあります。

○11番（東 育代君） 地域猫活動団体への補助制度があります。事業費も計上されておりますが、現状については、もう先ほどお聞きしました。

地域猫活動推進事業補助金申請書には、計画書、地域住民への周知実施に係る事前通知、各戸への文書配布、公民館等の回覧、集会等での説明と計画書、いろいろあります。それで、地域猫が主に生息する地域を示す図面もあります。不妊去勢手術を実施する猫の写真、飼い主がないことの証言、かなり厳しいです。もちろん税金ですので、理解はしますが、遺棄や虐待が多い公園、工場周辺、空き家、空き地の対処方法も検討する必要があるのではないのでしょうか、伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 現在、補助金の申請の登録に当たって、先ほどおっしゃられたとおり、地域での理解をいただくために、文書の配布や回覧等をお願いしているところでもあります。

また、飼養する猫については、個別の個体についての画像の提出もお願いしております。こちらについては、実際、飼われている方、個人で飼われている

る猫との区別をはっきりさせるために行うもので、外せないものと考えております。厳しいという御意見もいただきましたが、ここまでしていかないと、制度を始める上で、もっと混乱が起きるのではないかとということで進めております。

公園等につきましても、団体等で相談等をいただいておりますので、そういうところについても活動の登録をしていただくようにお話はさせていただいてるところであります。また登録せずに、それぞれで不妊去勢の手術まで行っている状況もありますので、今後も話を継続してまいりたいと思います。

○11番（東 育代君） それぞれの地域の中で、空き家等、あるいはそういうところで、個々に対応する場合は理解します。税金ですので、きちっとするのも理解します。遺棄や虐待が多い公園とか工場とかいろいろあるんですが、どこら辺が一番多いと認識されておりますか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 頭数の多いところについては、照島周辺、また、長崎鼻周辺の頭数が多いものと認識しているところです。

○11番（東 育代君） 照島神社周辺、港周辺、新港、そこら辺ですよね。大体どのくらいいると思われませんか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 正確な頭数までは把握できていないところではありますが、一定数以上数があるものと考えております。

○11番（東 育代君） 現地に行かれて把握されていると思うんですよね。照島神社、本当に境内のほうと公園のほうといますよね。30匹以上いますよね。その中で、市外からの団体の方々の協力を得ながら、不妊去勢手術をしている猫もいますよね。そういう処置されている猫の割合はどのくらいいると思われませんか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 個体の総数が把握できていない状況ですので、処置が現在どの程度行われているかというところもこちらでははっきり分かっていないところでもあります。

○11番（東 育代君） 個体の総数が把握できないから、どのくらいというのが分からないという答弁でしたが、まず、現地に行ったらどのくらいいるの

か。もう行ったらついてきますよ。大体それでどのくらいというのは分かりますよ。その中でどのくらいが耳カットをしているのかということも多分見られた、現地に行かれているんでしょう。行かれてないんですか。行かれているんですよね。その中で大体、分からないんですか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 我々も現地に行っていて、確認をしているところですが、毎回、同じ個体が、同じ数だけ出てくるという感じでもなく、行くたびに違う個体も交ざっているような状況ですので、数については、はっきりと分かっていない状況であると申し上げているところでもあります。

○11番（東 育代君） 担当の方々も大変仕事も多い中で、この地域猫問題も市民からの苦情も多いということで、苦慮されているということは理解しますが、やはりどこにどのくらいの野良猫がいるのかというのは、そこでボランティア活動されている方々もいらっしゃいますので、そういう方々に聞けば分かると思います。

照島神社の場合も6割、7割は耳カットをされていますよ。でもあとの二、三割が、3割り、4割りが耳カットしていなければ、そこからまた猫は増えるわけですよね。そこら辺の現場をもう少し知ってほしいなあという思いがして今回質問させていただいております。

市の補助金、不妊、去勢30件、30件というのが計上されておりますが、まだなかなか利用ができないというのは、お聞きしました。

多頭飼育や空き家、公園等に住みついた猫への手術費用負担など、多くの課題解決の一つに、TNR動物基金でさくらねこ無料不妊手術チケットの行政枠活用があります。動物基金を活用しながら、本市でスタートした地域猫推進事業を効果的に進めることが重要です。

行政と個人や団体との協力体制ができる仕組みづくりにしてほしいと思っておりますが、市の考えを伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業については、行政による猫の殺処分ゼロの早期実現に資する

ことを目的とし、動物基金の理念に賛同した協力病院、個人や団体のボランティア、行政が協力して行う事業であり、本市も登録を行っております。

事業の活用については、猫の捕獲、運搬などにボランティアの協力が不可欠なため、広報啓発を行い、市の補助制度を利用する地域猫活動団体の登録数を増やし、さくらねこ無料不妊手術事業を活用できる体制を整えていきたいと考えております。

○11番（東 育代君） ボランティア活動団体をぜひ増やすような取組をしていただきたいと思います。

動物の愛護及び管理に関する条例が制定され、地域猫推進事業費が計上されましたことは、かなりの前進だと思いますし、条例の成果を期待したいと思います。

現場をよく御存じのボランティアで活動されている方々との意見交換の場を持ちながら、課題解決に取り組んでいただきたいと思っておりますが、市長の見解を最後にお聞きします。

○市長（中屋謙治君） ただいま市民生活課長からそれぞれに答弁をいたしました。

去年でしたか、おとしでしたか、この猫のふん尿であったり、鳴き声であったり、これに困っているんだと、それで何とかしてほしいということで陳情要望を受けて、そして、今年の4月から新たな条例がスタートしたところでございます。

以前からするというと、一步踏み出したと思えますけれども、今いろいろ御意見いただきましたように、課題、宿題、多々あるようでございます。

最終的には、やはり野良猫のいない形、あるいは今、野良猫の状態のもの、避妊、去勢、こういう形でもってさくらねこ、これをして、そしてこれ以上増えないという、ここに取り組んでいかなければならないと思います。

一方ではかわいそうだということで、やはり、餌やりをやっている方もいらっしやるのと。このことが野良猫をもっともっと増やしているという、こういう実態もあるわけですので、市民皆さん方がやはり、これ協力をいただかないと、ただ苦情を言うだけではなくて、一緒に何ができるか、どうできるかということをも市民皆さん方も一緒に協力いただ

いて、そして、野良猫を減らしていく、この苦情がないように、住みやすい環境をつくっていくんだという、こういう認識でもって取り組んでいきたいと思っております。

○11番（東 育代君） 動物の愛護及び管理に関する条例が制定され、地域猫推進事業費も計上されました。絵に描いた餅とならないように、先行してボランティア活動されている団体との連携をさらに深めていただくことを期待して、一般質問の全て終わります。ありがとうございました。

○議長（中里純人君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時15分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江口祥子議員の発言を許します。

[4番江口祥子君登壇]

○4番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

本年11月、公明党は結党60周年を迎えました。これからも大衆とともにの立党精神に基づき、生活現場の小さな声を聞く力と議員ネットワークを生かした政策実現力を発揮し、小さな声も聞き逃さず、誠実に受け止めて政策として実現に推進してまいります。

それでは、通告いたしました2項目について質問いたします。

初めに、ヒアリングフレイル対策についての質問です。

昨今の高齢化に伴い、難聴の方も増えています。高齢者が難聴になると、人とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。難聴が認知症発症に最も大きな危険因子の一つと言われております。難聴を早期発見し、いかに聴覚を維持していくか、そして、聴覚を積極的に利用することが認知症予防につながるということです。

そこで質問ですが、本市における加齢性難聴で悩

んでいる高齢者への難聴対策と現状の取組について、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。

加齢性難聴の高齢者に対する本市の取組についてであります。

加齢性難聴は年齢とともに聴力が低下していくことで、75歳以上の約7割の方が該当しているとされておりますが、その自覚がある方は、このうち3割程度と乖離があると言われております。

近年ではコミュニケーションが不足することにより、社会的に孤立することや、認知症の危険因子ともされているようであります。

本市における取組につきましては、窓口での会話が聞こえづらい方のために、市民生活課と長寿介護課、この二つの課に会話支援機器を設置し、希望に応じて利用をしていただいております。

また、状況によっては相談室に案内して、大きな声でゆっくりと丁寧な対応に努めているところでございます。

高齢者の聞こえづらさに関する相談については、反応の低下が認知機能の低下か、別の疾病によるものなのか、加齢による難聴であるのかしっかりと判別し、早期に対応できるよう、受診勧奨に努めているところでございます。

○4番（江口祥子君） 認知機能の低下やヒアリングフレイル、聞き取る機能の衰えが進行してしまうが、それほど困っていないなど、耳鼻科を受診しない高齢者は多いとのこと。難聴を放置している間に、加齢性難聴は高齢者の3割程度、男性の場合、70歳代では五、六人に1人が日常生活に支障を期すほどの難聴を抱えているとされています。

聞こえないから大きい音で聞き続けると、さらに難聴が悪化するため、ヒアリングフレイル予防の啓発活動と医師や専門家とつながる聴力検査の受診勧奨は重要と思います。ヒアリングフレイル予防として推進してはどうか伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 現在、本市が高齢者向けに行っている心身の機能が衰えた状態、いわ

ゆるフレイルについての周知啓発については、国が示す15項目のチェックリストを活用しておりますが、聞こえに関する項目は含まれていないことから、積極的な周知を行っていない状況であります。

しかしながら、高齢者の難聴については、加齢によるものとの諦めから耳鼻科の受診をためらう方が多いように感じております。

このため、早期の聴力検査、専門医受診の有効性や難聴によるリスク、その対応方法等についての周知を市内の言語聴覚士等の支援をいただきながら、できるだけ早期に、ころばん体操時や出前講座、市広報を通じて行ってまいりたいと思います。

○4番（江口祥子君） アプリを使って、聴能力チェックで、脳の活性化につながることで、提案したいと思っています。

先ほども言われましたが、難聴対策とヒアリングフレイルに関する情報を市民に周知啓発について再度伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 現時点での取組につきましては、この難聴に関する周知があまり図られていないところから、まずは早期の受診、聴力検査等を早めに行っていただくような周知をまず進めてまいりたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 山形県の山形市では聴こえくつきり事業として、65歳以上の方を対象に令和4年から実施されています。

事業の内容は、アプリを使ったヒアリングフレイルチェックをし、その結果に応じて耳鼻咽喉科や補聴器相談医受診へとつなぎます。難聴対策として、補聴器と軟骨伝導イヤホンの違いについてですが、補聴器は医療機器であります。軟骨伝導イヤホンは電気製品であり、補聴器は使用する人の聞こえに合わせて調整できる機能があり、専門職が聞こえに合わせて調整する必要がありますが、軟骨伝導イヤホンはそのような条件はなく、個人の聞こえに対する調整を前提にしていません。

補聴器は高額ですが、軟骨伝導イヤホンは2万円台で安価であるのも大きな特徴であります。従来の気導、骨導補聴器では十分な補聴器効果が得られない方や、装着のそのものが難しい方へ軟骨伝

導イヤホン購入の支援について伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 軟骨伝導イヤホンの購入支援についてであります。

軟骨伝導イヤホンは、耳に軽く当てるだけで、耳の周囲の軟骨を振動させ、音を伝えるという新しい技術を用いた機器であります。

おっしゃるとおり、補聴器に比べ安価というメリットがある反面、一部の難聴者には効果が期待できないなどと、全ての方に対して有効というわけではないようであります。

加齢性難聴者への助成につきましては、身体機能の低下が見られる全ての高齢者に関わることです。

このため、全国市長会を通じて、国に対し、補聴器購入に関わる補助制度の創設について必要な予算措置を図るよう継続して求めているところであります。

こうした現状から、本市独自の購入助成は現時点では考えていないところであります。

まずは加齢性難聴について周知啓発を図り、早期受診、早期対応を呼びかけていきたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 人が音を聞くための経路は従来空気を通じて聞く気道と、骨を振動させて聞く骨伝導の二つであると考えられていましたが、聴覚医学の専門の奈良県立医科大学の細井学長が2004年に第3の聴覚である軟骨伝導を発見しました。

軟骨伝導とは、耳の穴の周辺にある軟骨の振動により、外耳道の内部に音源が生まれるもので、この原理を応用した軟骨伝導ヘッドホンが2022年に発売し、続いて昨年には、集音器とセットになって窓口用イヤホンが発売されております。

現在100を超える自治体や病院、金融機関に導入されており、聞こえのよさに驚く人もいるとのこととです。

軟骨伝導イヤホンを導入することで、大声で話す必要がなく、小声でもはっきり聞こえるため、周囲に個人情報や相談内容を聞かれずに済むことや、通常の軌道イヤホンと違って、耳の穴に入れるのではなく、耳の後ろ側にかける使用となっております。消毒しやすい形のため、清潔に使うことができる大きな

メリットとなっております。

老眼鏡が窓口でスタンダードにサービスとして置かれているように、加齢性難聴を抱える高齢者への住民サービスの向上として軟骨伝導イヤホンを試行的に設置してはどうか伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 現在、来庁者の最も多い市民生活課、高齢者の方の対応が多い長寿介護課の2か所の窓口において、それぞれ対話支援機を設置しております。

マイク付きスピーカーにより大声を出さなくてもお互いの話が聞き取りやすくなり、難聴の方の聞こえのサポートだけでなく、プライバシーの配慮にもつながるなど、スムーズな窓口対応に役立っております。

しかしながら、現状、両窓口とも対話支援機の利用が必要な来庁者が少なく、利用頻度が低い状況にあります。

既存の対話支援機を利用することに加え、ゆっくりと丁寧な対応や、書かない窓口システムの活用等も組み合わせながら対応することで、難聴の方への対応も十分行えると考えておりますので、当面、効果の重複する機器の導入は予定していないところであります。

○4番（江口祥子君） 今回は、本市のコミュニケーション保障推進のために、また、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、軟骨伝導イヤホンの活用をさらに推し進めていただくことを要望して、次の質問に入ります。

次は、障がい者や高齢者の投票支援についてであります。

全ての市民は選挙で投票する権利を持っています。しかし、選挙権があってもそれを行使できず、投票行動に参加できない方々がいらっしゃいます。

病気や障がいがあっても投票の意思があっても、投票が困難な方や、誰でも投票できる仕組みと環境が必要と思います。

投票が困難な方や、投票に行けなくなった方からの要望等について伺います。

○選挙管理委員会事務局長（橋口昭彦君） 投票が困難な方や、投票に行けなくなった方からの要望

等についてであります。

障がい者や高齢者の方から、郵便等による不在者投票制度の間合せ等はございますけれども、選挙管理委員会への要望等は来ていない状況でございます。

○4番（江口祥子君） 様々な形で声が届いているとは思いますが、積極的に声を聞きに行く、集めることはしていないようですので、病気や障がいなどがあっても、誰もが選挙に参加しやすい環境に整っていく土台として、ぜひ積極的に当事者の皆さんの声を聞きに行く機会をつくっていただきたい。

また、様々な方法で情報提供してくださっていらっしゃると思いますが、情報を受け取ることが困難な方もいます。入所している高齢者や障がい者の事業所の周知を行うことで、投票に出かけるきっかけや、投票に関する疑問や要望を把握する機会になると思います。

次の質問ですが、投票所へ行くことが困難、投票用紙の記入が困難、意思疎通が困難な方の投票は本人の代わりに代理投票用紙に記入してもらう方法や、点字による投票、自宅からの郵便投票制度があります。

しかし、その制度によって投票できる方は、療養中の方、障がい者、高齢者の皆さんのほんの一部に過ぎないと思います。対象にならない病気や障がい、介護の必要な方々はどのように投票されているのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（橋口昭彦君） 投票支援制度の対象とならない方の投票についてでございます。

選挙における投票方法や支援制度につきましては、期日前投票をはじめといたしまして、不在者投票、代理投票、点字投票などがございます。

障がい者や高齢者で、投票所までの交通手段がない方につきましては、家族や知り合いの方による移動支援や、市の事業であるいきいきバス、いきいきタクシー、また、障がいにより投票所へ赴くための支援が必要な場合は、福祉サービス等を活用いただき投票されております。

また、選挙管理委員会といたしまして、交通の移動支援を行っておりますのは、令和2年度から土川

交流センターの投票所を羽島投票所へ統合したことに伴いまして、選挙当日に投票所への送迎を午前、午後1往復ずつ、計2回行っております。

○4番（江口祥子君） 投票に来られた方の特性に応じて、また、体調に応じて、臨機応変な対応をしていただいていることと思いますが、投票は初めから無理だと判断せず、まずは市の選挙管理委員会などへ相談していただくために相談の間口を広げて積極的に相談できるような情報発信も必要かと思っております。

次の質問に入ります。

投票所で高齢者の方が緊張のあまり、誰に投票するつもりだったのか忘れてしまうケースがよくあると伺います。

記入場所に立候補者の名前が書かれているのと思いますが、緊張のため多くの名前が書かれている一覧表を見て余計に焦る方が多いとも伺います。

代理投票を支援してくれる職員に投票したい候補者や政党名を正確に伝えるために、現行の制度でどのような方法が認められているのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（橋口昭彦君） 代理投票におけます候補者や政党名の確認方法でございます。

けがなどで字が書けない方は、投票所でその旨を本人が申し出ることによりまして、補助者2名が対応し、代理投票を行うことができます。

代理投票におけます投票したい候補者や政党名の確認方法といたしましては、掲示された候補者の氏名を指さす、口頭で候補者の氏名等を伝える、選挙公報を切り抜いたものや、メモを持参するなどして投票したい意思表示をする、補助者が候補者の氏名等を読み上げたり、指でさしたときにうなずく、まばたきをする、声を出す、表情を変えるなどの方法で、補助者に意思表示をするなどがございます。

ただし、本人の意思確認ができない場合は、代理投票をすることはできません。

○4番（江口祥子君） 投票管理者が認めた場合、2名の方が選挙人に同伴する18歳未満の方とか、常時介護付添いを行う方、それと誰に投票したのか忘れられないように、メモ紙、選挙公報の切り抜きを持ち

込んでいいということですよねということを理解しました。

それでは、次に行きます。

病気や障がい、介護の状態は様々であり、一人ひとりの特性に合った支援が必要ですが、全てを想定し、準備することは、難しいと考えます。

各投票所で実際に行われた代理投票や点字投票、介護者の対応など、様々なケースを選挙管理委員会が集約して、全ての投票所で共有することで、病気や障がい、また、介護が必要な方々の投票の支援に備え、市の運用の範囲内で改善できる部分を最大限に配慮する必要があると考えますが、見解を伺います。

○選挙管理委員会事務局長（橋口昭彦君） 投票所の改善及び配慮でございます。

投票所における病気や障がい、介護の必要な方の投票は、投票所のバリアフリーや車椅子を利用されている方の補助など、投票しやすい環境を整えるよう鋭意努力しているところでございます。

特に代理投票における投票したい候補者や政党名の確認方法等につきましては、口頭で説明するなど、配慮はいたしているところではございますが、代理投票を行う前に、事前に投票したい候補者等の確認方法を決めていただくために、簡易なパンフレット、コミュニケーションボードや投票支援カード等を作成し、安心して代理投票いただけるよう配慮してまいりたいと考えております。

また、代理投票したい選挙人や御家族の方に、代理投票の制度や候補者名の確認方法など、事前に知っていただけますよう、市のホームページに詳しく掲載したいと思っております。

○4番（江口祥子君） 1950年5月1日に公職選挙法が施行されました。74年たちます。2013年に公職選挙法改正で制限が撤廃され、知的障がい者や精神障がいの投票が実質的に認められたのは、11年前、ごく最近のことです。

これまでは、知的障がい者の方々、認知症の方々の投票は、不正防止の観点から投票しないように仕向けられておりました。

これからはいかに投票してもらえるかという観点

で、困難を抱えている人でも投票できる仕組みづくりに重点を置くべきと考えます。

この方たちも1票を投じることにより、自分の意思を表示できる、社会のために役に立つ、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指していけると考えます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、高木章次議員の発言を許します。

[3番高木章次君登壇]

○3番（高木章次君） 事前通告に従って質問したいと思っております。

まず、新型コロナワクチンについて9月議会に続いて質問したいと思っております。

新型コロナワクチン接種による副反応ですが、12月2日に厚生労働省の疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）が開かれ、コロナワクチンによる副反応の11月29日までの審査結果が報告されました。

副反応があったとして、予防接種健康被害救済制度に基づいて審査し、受理されたのは、現在1万2,480件、このうち、コロナワクチンの副反応があったと被害認定されたのは8,501件、否認件数は2,689件、保留件数19件でした。そして、死亡認定915件、障害年金認定は154件、障害児養育年金は1件でした。

では、インフルエンザワクチン接種での死亡者はどうでしょうか。厚生労働省が今年の1月7日に発表した2009年からのデータでは、新型として、2009年に3例、3人ですね。2010年に4人、季節性として2011年から2023年まで16人ということです。

今、御説明したのは、これは新型コロナワクチン、厚生労働省のホームページにこういう形で結果が掲載されています。これも同じですね、厚生労働省のホームページ、インフルエンザワクチンの接種後の死亡例はありますかというQ&Aに対する回答です。

もう一度、説明しますが、コロナワクチンによる死亡認定は915件、インフルエンザワクチンによる死亡と疑われる例として、14年6か月間で23例、これほど違うわけです。

それで、国が健康被害を認定した人への給付ですが、23年度当初予算で3億6,000万円を見込んでいたんだけど、年度末には397億7,000万円に膨らんだと、110倍まで予算が膨らんだと、想定外でしたということなんですね。まだまだ増え続けるわけです。

そもそも申請しなければ、数字に出ませんので、もっともっと大勢の方が亡くなり、被害を受けているのではないかと思っております。

それで、インフルエンザワクチンの国内シェア1位の会社の社員が書いた本には、ワクチン開発には最低でも10年かかる。これは業界では常識です。基礎研究として、ワクチンに必要な物質、細菌やウイルスなどを探すだけで2年から3年、動物を使った非臨床試験に3年から5年、人間で試験する臨床試験、治験に3年から7年、申請承認に1年から2年かかると書かれています。

遺伝子操作による新型コロナワクチン、例えばファイザー社は新型コロナウイルスが登場してから10か月という前例のない速さで世の中に登場させました。1年を超える臨床試験は行われていないので、1年以上の長期安全性については、何が起こるか分からない状況だと考えています。

市長は9月議会で、一般的に全てのワクチンには少なからず副反応のリスクが伴うものと言われます。しかし、遺伝子操作のコロナワクチンについては、あまりにも副反応の被害が多く、別物と考えるべきであり、これは誰も否定しないと思うのですが、いかがでしょうか。

壇上での質問はここまでとさせていただきます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 高木章次議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナワクチンについてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年5月の5類感染症移行後も感染はまだ続いており、特に、高齢者の重症化、死亡リスクの割合が高いと言われております。

新型コロナワクチン接種につきましては、これまでも感染後の重症化予防や感染拡大防止などに大き

な役割を果たしてきたものと考えております。

今後も流行株に対応したワクチン接種による効果が期待されるところであります。

ワクチンにつきましては、国の責任において、その有効性や安全性などを十分に確認、審査した上で薬事承認されたものであり、また、その有効性、安全性などについては、現在も継続して評価がなされ、ワクチン接種後の副反応、健康被害については、調査、評価の結果が公表されているところであります。

本市におきましても、ワクチン接種に関する副反応や相談窓口などの周知を十分に図り、安心して接種していただけるよう、今後も引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

○3番（高木章次君） 9月議会の回答とほとんど変わらないのではないかなと思っております、大変残念です。

議論したいのですが、時間もないので、先に進むことにします。

全国のコロナワクチンによる被害状況を壇上で話ししましたが、間違いや補足説明があればお願いしたいと思います。

また、本市での2021年2月17日から2024年3月31日までの接種者数、被害状況や問合せ状況について説明をお願いします。

さらに、10月から始まった定期接種の接種者数や問合せについても確認できているところで結構ですので説明をお願いします。

○健康増進課長（久保さおり君） 全国の状況につきましては、議員からございましたとおり、国において公表されている内容でございます。

本年3月までの特例臨時接種期間の本市の接種者数、健康被害状況や問合せ状況についてであります。

本市の延べ接種者数は10万2,327人で、これまで健康被害に関する問合せは9件あり、うち、死亡、障がい以外の1件について、国に進達し、認定されております。

次に、10月から始まりました定期接種の接種者数や問合せ状況についてであります。

10月末時点になりますけれども、接種者数は869人で、65歳以上の方が868人、60歳以上65歳未満の

基礎疾患のある方が1人でございます。

接種方法や自己負担額等についての数件の問合せがあったところです。

○3番（高木章次君） ありがとうございます。

先週6日ですか、金曜日です。厚生労働省に電話で聞いたんですけども、「コロナワクチンの海外での接種は終わったということでもいいでしょうか」と。海外でのコロナワクチンの定期接種は実施しているのでしょうかと聞いたんですが、「情報を持ち合わせておらず、回答できません」と。まあやっていないんでしょうね、もうね。定期接種も多分してないのではないかなと思います。

「レプリコンワクチンの海外での認可はどうなっていますか」ということも聞きましたが、これも「情報を持ち合わせておらず、回答できません」と。

いまだに海外でも、これについては認可されていないんだろうなと思いました。

それで、10月からのコロナワクチンの接種なんですけど、本市は予診票を対象となる方々に直接郵送をしています。それで、ほかはどうしてるのかなあと、ホームページを調べたんですが、郵送していないのが、鹿児島市、姶良市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、垂水市、日置市、志布志市、曾於市、南大隅町、肝付町、大崎町です。結構、郵送していないところが多いんですね。

もう風邪扱いというか、インフルエンザワクチンも同時なので、インフルエンザワクチンについても郵送はしていないということですね。

それで、ではどういうものをお知らせとして郵送しているかということなんですけれども、本市はこれですね、これが私のところにも郵送されてきました。新型コロナウイルス感染症予防接種通知書という名前で「下記接種期間内に接種してください」と書いてあるんです。それで、数枚書いたものがあるんですけども、これは予防接種を受けることは義務ではなく、対象者本人が予防接種を希望する場合に限り接種を行います。原則として、予防接種を希望しない人には接種は行いません。2枚目、右上のほうに「必ずお読みください」と書いてあるんですが、真ん中ら辺に太い字で書いている。ただ何か印

象としては、接種期間内に接種してくださいと書かれてあるので、ちょっと目には、これはもう何か接種しなければいけないのかなあと感じる人は結構いるんじゃないかなあと思ったんですね。それで、ほかの市でどういうものを郵送しているのかなと思ったんですが、これは阿久根市が郵送しているものです。それで1枚目です。4行目から赤い文字で強調されています。「新型コロナウイルス感染症の予防接種は、自らの意思で予防接種を希望する方にのみ接種を行うものであり、接種を受ける法律上の義務はありません」、すごいですね。「予防接種を受ける前に、別紙の説明書「新型コロナウイルス感染症予防接種を受けられる方へ」をよく読み、十分納得した上で接種を受けてください」と、ここまで書いてあるんですね。やはり、ここまで書いてあればこれはきちんと内容について確認をしなければまずいものだなと感じられるのではないかなと思うんですね。

それで、ほかにも例えば鹿児島市は郵送してないんですけども、ホームページで結構充実した丁寧な説明をしているんですね。ホームページ上でもやっぱり、本市はちょっと弱いなと感じざるを得ないと思います。鹿児島市と比べればよくよく分かります。

それで、提案です。五つあります。

副反応の死亡者数も含め、被害者数がインフルエンザワクチンよりも桁違いに多いことを広報紙、ホームページ、ラインなどではっきりと広報すること。ホームページについては、早く内容を充実させること。

2番目、広報については、あくまでも希望者にのみ接種を行うものであり、義務でもなく、接種を勧めることもありませんということを見落とすことがないように、大きな文字で、色も目立つ赤色で書くなど工夫すること。

接種を勧奨しませんというのはこれ鹿児島市がはっきり書いていますね。

あと3番目、接種希望者には死亡まで含め、非常に多くの副反応があることについて十分に納得した上での接種になるように、接種を担当している病院側に求めること。

4、レプリコンワクチンについては、開発したのはアメリカの会社ですが、アメリカでは認可されず、現在世界で認可している日本だけ、接種を始めたのも日本だけであることを知らせること。

5番目、コロナワクチンによる副反応に関する受付を明確に広報すること、また、厚生労働省による予防接種健康被害救済制度に基づく申請について積極的に広報すること。

以上、いかがでしょうか、お伺いします。

○健康増進課長（久保さおり君） まず、一つ目ですが、新型コロナワクチンの健康被害状況に関する情報のホームページ等による広報や内容の充実についてであります。

新型コロナワクチンに関する情報については、予診票や説明書、送付文書へ記載しており、より詳しいことは、市のホームページから厚生労働省のホームページへのリンク設定で確認できるようにしております。

今後は市のホームページでの厚生労働省のホームページへリンク先設定をもっと分かりやすく、見つけやすいように、見出しを設けるなど、整理したいと考えております。

次に、予診票などの表現の見直しについてですが、積極的勧奨と誤解されることがないように、表現には今後十分留意したいと考えております。

3点目の実施医療機関での説明でございますが、実施医療機関での副反応の説明については、これまでも医療機関に配布している実施要領とガイドラインに基づきまして、接種前後の説明は十分になされていると理解をしているところですが、今後は、市から医療機関へのより丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

4点目のワクチンに関することでございますが、ワクチンに関する市民への情報提供については、使用されるワクチンは全て国において審査され、国の責任において承認されているものであり、今後も引き続き、国が公表している情報を確認できるよう、厚生労働省のホームページへのリンク先設定で対応したいと考えております。

最後の5点目ですが、新型コロナワクチンの副反

応に関する窓口や予防接種健康被害救済制度の情報提供については、現在も相談窓口等の情報提供などは行っているところですが、必要な情報をもっと分かりやすく見ていただきやすいように、個別に見出しをホームページにつけるなど、ホームページを整理、充実するとともに、予診票に同封する説明書も文字を大きくするなど、分かりやすいものに整理したいと考えております。

今後も接種を受ける方々に正確に情報を伝え、理解した上で、安心して接種いただけるように、引き続き丁寧な情報提供に努めてまいります。

○3番（高木章次君） 実際に接種を担当している病院が住民に対してどのような説明をしているのかというのをぜひ直接確認をしていただければなと思っています。

あと、予防接種健康被害救済制度なんですが、これが相当書類をそろえるのが面倒くさいと、大変だと。具合が悪いのに病院を回るみたいなことをやらなければならないと。途中で断念する人も相当何かいるのではないかという話がありまして、ちょっとこれについて、やっぱり具体的にどのようなことをやらなければならないのかと。もし申請をしたいんだけど、もう体の具合が悪くて、もう大変過ぎると、誰が手伝ってくれないかというような方もいらっしゃるような気もするんですね。だから、ちょっと、本当に今、厚労省に申請されている方というのは氷山の一部分であって、申請したいんだけど、申請できない方も大変多くいらっしゃるんですね。

もう一つは、コロナワクチンで具合が悪くなったのか。いや別にね、その高齢なので具合が悪くなったのか、区別がつかないということもあり得ると思うんですね。

だから、その辺も自分で、何とかな、判断しないで、コロナワクチンの可能性もあり得るということをやっぱり説明をしていただきたいなと思っています。

ということで、ちょっと時間もなくなりましたが、いろいろ、そうです。あと、大阪の泉津市長さんがコロナワクチンの定期接種、公費負担ゼ

口にするという判断をされています。コロナワクチンに関する、やっぱりあまりにもさまざま被害が発生しているので、本市としてね、出せませんということなわけです。

実際にもう泉大津市では何人も住民の方が亡くなっているんですね。ホームページにも掲載されています。こういう市もあります。

今後も被害がどんどん増えていくと思いますので、ぜひ状況を把握して、方針が本当にこのままでいいのかと検討を続けていただきたいと思います。

コロナワクチンについては、これまでということ、原発のほうに代わりたいと思います。

屋内退避についてなんですが、屋内退避のことで、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームというのを今年の4月22日に第1回会議を開き、11月12日に第7回会合を開き、そこで、中間まとめを決めました。

これは、能登半島地震を受けて、設置した検討チームなんですが、全く期待外れの検討チーム、継続しての中間まとめです。

中間まとめが出ましたので、これから、全国の原発立地自治体に意見を求めて、1月頃という話ですが、報告書（案）を取りまとめるというスケジュールなんだそうです。本市からも県に対して意見を出すということになります。

それで、結局、規制委員会は当てになりませんので、やっぱり市として、避難計画に関する住民の意見聴取をするべきだということで、市のほうからは、住民の意見を聞く意見交換会、アンケート調査などをやろうという回答はいただいています。

ただ、なるべく早く実施をしたほうがいいと思うんです。2月に国と県、共催の形になるんでしょうか、原子力防災訓練が開催予定です。その後のなるべく早い段階で、住民の意見を聞く場を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○市長（中屋謙治君） 原子力屋内退避についての中間取りまとめ、このことでありますが、国の原子力規制委員会では、能登半島地震を受け、多くの建物の倒壊や道路が寸断された場合、屋内退避が難しくなるのではと、こういうことが想定されるために、

原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム、これを設置されて、今年4月から11月までの計7回の会議が開催されております。

そして、来年1月には第8回の検討会が開催される。この中で、報告書（案）が取りまとめられ、そして提出される、こういう計画だと伺っております。

また、さらに来年2月には鹿児島県において、国の原子力総合防災訓練が、これは平成25年以来となるようです。この訓練が鹿児島で開催される、こういう計画でございます。

今申し上げた、こういったことを踏まえて、これらのことが本市に当てはめた場合、どのような影響が生じるのか検討し、そして、住民の方とどのような意見交換会を開催するのがよろしいのか、こういうことを検討しながら進めていきたいと考えております。

○3番（高木章次君） 規制委員会の中間取りまとめなんですけれども、屋内退避については、その有効性、実効性は検討してないんですよ。仮に全面緊急事態に相当する事態が発生した場合であっても起こり得る可能性が高い事態進展の形としては、重大事故等対策が奏功する事態進展が想定される。安全対策、うまくいくことが想定されるから、屋内退避の解除について考えましようというような内容になっていて、屋内退避の実効性とか、道路が寸断されて、本当に避難できるのかと、それについては検討してないんです。全く検討してないです。本当に期待するだけばかばかしいんですよ。それが現実です。

ということで、次に進みたいと思います。

屋内退避の運用に関する検討チームの資料には実は今回面白いものが出ていまして、屋内退避、平成28年3月16日、規制委員会ですね。これどう書いてあるかということなんです、ここにですね。原子力災害発生時の防護措置の考え方、ここにどう書いてあるかというと、「屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができる」と書いてあった。これがやっとまともな形で出てきました。

今回の検討チームの第1回目の資料についているものですね、これ。屋内退避について。

屋内退避の効果、屋外を100%として、木造家屋25%しか低減しませんよと。75%じゃないんです。コンクリート建屋、コンクリート家屋50%低減、話が全然違うわけですよ。屋内退避するということは、外にいるよりも25%少ない状態で被曝するということなんですね。これでいいんですかということなわけです。

ということで、屋内退避なんですけど、屋内にも放射能がちゃんと入るといふ、屋内に放射能がちゃんと入りますよという説明が絵としても必要だと思うんですけど、屋内に放射能が入る絵がないんです。これは県の広報でもそうです。屋内に放射能が入る絵が必要だと思います。書き込むべきだと思いますが、どうでしょうか、伺います。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 屋内退避の有用性についてであります。

屋内退避することで、建物の気密性により、放射性物質の侵入が抑制され、吸入による内部被曝と建物の遮蔽により外部被曝を低減させる効果があるとされております。

国の資料では、先ほど言われましたように、全身の被曝線量が木造家屋で25%軽減、コンクリート家屋で50%の低減がされるとの効果があるとされております。この数値につきましては、科学的な知見による数値であると考えておりますが、避難される方々がこの数値でどうお考えになるかを本市としても検討してまいりたいと考えています。

○3番（高木章次君） ぜひよろしく申し上げます。検討してください。

あと事故時の屋内退避なんですけれども、要援護者の皆さんがいらっしゃる。それで、施設に入られて、その場合なんですけど、施設介助者もついていなければ屋内退避を続けることはできないわけですよ。

それで、それでは施設介護者の同意についてどう考えますか。

県に質問していたんですけど、県の回答はお尋ねの介助者の同意については、各施設において対応すべ

きものと考えています。県の専門委員会で質問したんですが、結局こんな回答なんですよ。

いかがでしょうか、これについて。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 事故時の介護施設、病院などの施設、施設職員が施設にとどまることに同意をしているかについてであります。

市の地域防災計画の要配慮者等の避難誘導、移送体制等の整備においては、原子力発電所から10キロ圏内の介護保険施設、病院等の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携についての避難計画を作成し、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図ることとなっております。

また、UPZ内におきましては、県が施設及び医療機関の避難または一時移転に備え、関係機関と連携し、避難施設等調整システムに、避難元となる施設、医療機関及び避難先候補となる施設等を登録し、連絡体制を整備するなど、入所者の避難先を調整するための仕組みを構築することとなっております。

このように施設、医療機関の入院、入所者やそれに従事する職員においては被曝しないよう体制の整備が図られており、被曝することを前提としていないので、県においては、同意は必要ないとの判断であり、市としても同様に考えております。

○3番（高木章次君） 本市の鉄筋コンクリート造りの介護施設に先週問い合わせしてみました。

放射能を防ぐような特別な設備は設けていません。そして、スタッフの同意ですが、これは取れません。同意を求めるといふことができないと。話には出るんだけど、そこで終わりだと。人権問題もあるので、あと実際のスタッフの家族もいますので、スタッフの同意を得るといふのは、正式な形はとてもしゃないけれど無理なようです。実態をぜひ確認してください。お願いします。

あと、安定ヨウ素剤。安定ヨウ素剤を手元に持っている本市の住民は何人でしょうか、伺います。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 現在、本市において安定ヨウ素剤を手元に持っているらっしゃる住民の人数についてであります。

平成30年から安定ヨウ素剤の事前配布会が開始され、令和5年度までの配布人数は535人となっております。

○議長（中里純人君） 高木議員、持ち時間があと7秒となっておりますので。

○3番（高木章次君） 12か所に……。

○議長（中里純人君） 時間となりましたので、質問はお止めください。

○3番（高木章次君） 残念ですが、これで終わります。残ったものは、また次回に回したいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時28分